

通常訴訟（民事）に必要な弁護士報酬について

2002年5月28日

日本弁護士連合会

1 着手金について

着手金とは 裁判のように、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その結果いかんにかかわらず受任時に受けるべき委任事務処理の対価をいう（報酬等基準規程第3条）

1件（各審級）ごとに定める（規程5条）

算定基準 事件等の対象の経済的利益の額を基準として算定（規程13条）

経済的利益 金銭債権はその総額（規程14条1項1号）

所有権は対象たる物の時価（規程14条1項5号）など

着手金の額 経済的利益の額に一定率（2～8%）を乗じた額（規程17条1項）
30%の増減（規程17条2項）

依頼者の経済的事情等による減免（規程6条2項、8条、17条3項）

特に重大複雑な事件等の場合の増額（規程9条）

支払時期 事件等の依頼を受けたとき（規程4条）

一定の場合、支払時期を変更できる（規程8条1項）

一定の場合、着手金を減額し報酬金に加算できる（規程8条2項）

2 報酬金について

報酬金とは 裁判のように、事件の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その成功の程度に応じて受ける委任処理事務の対価をいう（規程3条）

算定基準 委任事務処理により確保した経済的利益の額（規程13条）

経済的利益 着手金の場合と同様

報酬金の額 経済的利益の額に一定率（4～16%）を乗じた額（規程17条1項）
30%の増減（規程17条2項）

依頼者の経済的事情等による減免（規程6条2項、8条、17条3項）

特に重大複雑な事件等の場合の増額（規程9条）

支払時期 事件等の処理が終了したとき（規程4条）

敗訴判決の場合は報酬金は発生しない。

同一弁護士が引き続き上訴審を受任したときは、原則として最終審の報酬のみ（規程5条1項）

3 時間制報酬について

時間制報酬 依頼者との協議により、着手金・報酬金方式によらないで、1時間あたりの適性妥当な委任事務処理単価にその処理に要した時間（移動に要する時間を含む。）を乗じた額を弁護士報酬とすることができる（規程39条1項）

単 価 1時間ごとに1万円以上（39条2項）

4 その他

以上のほか、実費、日当などが必要となる場合があります。

ホーム

→ 弁護士とは

→ 日弁連とは

→ 日弁連の活動

→ 法律相談ガイド

法律相談ガイド

サイト内検索

- 困ったとき—
- ご相談はこちら
- 困ったときには
- 法律相談窓口ご案内
- 弁護士報酬のご説明
- 逮捕されたとき！
- 法律扶助って何だろう？
- 弁護士とのトラブル どうする？
- 役立つ情報



弁護士報酬のご説明

弁護士費用の種類

弁護士に支払う費用の種類としては着手金、報酬金、手数料、法律相談料、顧問料、日当、実費があり、事件の内容(当事者間の争いの有無や難易度の違い)で、必要となる費用が変わってきます。

・ 着手金

着手金は弁護士に事件を依頼した段階で支払うもので、事件の結果に関係なく、つまり不成功に終わっても返還されません。着手金はつぎに説明する報酬金の内金でもいわゆる手付でもありませんので注意してください。

・ 報酬金

報酬金というのは事件が成功に終わった場合、事件終了の段階で支払うものです。成功というのは一部成功の場合も含まれ、その度合いに応じて支払いますが、まったく不成功(裁判でいえば全面敗訴)の場合は支払う必要はありません。

・ 実費、日当

実費は文字どおり事件処理のため実際に出費されるもので、裁判を起こす場合でいえば、裁判所に納める印紙代と予納郵券(切手)代、記録謄写費用、事件によっては保証金、鑑定料などがかかります。

出張を要する事件については交通費、宿泊費、日当を支払うことになります。日当は出張1回ごとにいくらと定めて支払います(日弁連の報酬基準では丸1日の拘束で5万円以上10万円以下とされています)。

・ 手数料

手数料は、当事者間に実質的に争いのないケースでの事務的な手続を依頼する場合に支払います。手数料を支払う場合としては書類(契約書、遺言など)作成、遺言執行、会社設立、登記、登録などがあります。

・ 法律相談料

依頼者に対して行う法律相談の費用として支払われます。法律相談料は、事件単位で個人から受ける初めての法律相談(事業に関する相談を除く)である「初回市民法律相談料」とそれ以外の「一般法律相談料」があります。

・ 顧問料

企業や個人と顧問契約を締結し、その契約に基づき継続的に行う一定の法律事務に対して支払われるものです。

→ 日弁連報酬等基準規程をご覧になりたい場合はこちら

page top

日弁連報酬等基準による民事通常事件の着手金・報酬金の例示

1 経済的利益の額（A）が300万円以下のとき

標準額 着手金（A）×8% 報酬金（A）×16%

☆300万円の場合

着 手 金		報 酬 金	
標準額	増減額	標準額	増減額
240,000円	168,000~312,000円	480,000円	336,000~624,000円

2 経済的利益の額（A）が300万円超～3,000万円以下のとき

標準額 着手金（A）×5%+9万円 報酬金（A）×10%×18万円

☆500万円の場合

着 手 金		報 酬 金	
標準額	増減額	標準額	増減額
340,000円	238,000~442,000円	680,000円	476,000~884,000円

☆1,000万円の場合

着 手 金		報 酬 金	
標準額	増減額	標準額	増減額
590,000円	413,000~767,000円	1,180,000円	826,000~1,534,000円

☆3,000万円の場合

着 手 金		報 酬 金	
標準額	増減額	標準額	増減額
1,590,000円	1,113,000~2,067,000円	3,180,000円	2,226,000~4,134,000円

3 経済的利益の額（A）が3,000万円超～3億円以下のとき

標準額 着手金（A）×3%+69万円 報酬金（A）×6%×138万円

☆5,000万円の場合

着 手 金		報 酬 金	
標準額	増減額	標準額	増減額
2,190,000円	1,533,000~2,847,000円	4,380,000円	3,066,000~5,694,000円

☆1億円の場合

着 手 金		報 酬 金	
標準額	増減額	標準額	増減額
3,690,000円	2,583,000~4,797,000円	7,380,000円	5,166,000~9,594,000円

4 経済的利益の額（A）が3億円超のとき

標準額 着手金（A）×2%+369万円 報酬金（A）×4%×738万円